

国立市立国立第八小学校 いじめ対応基本手順

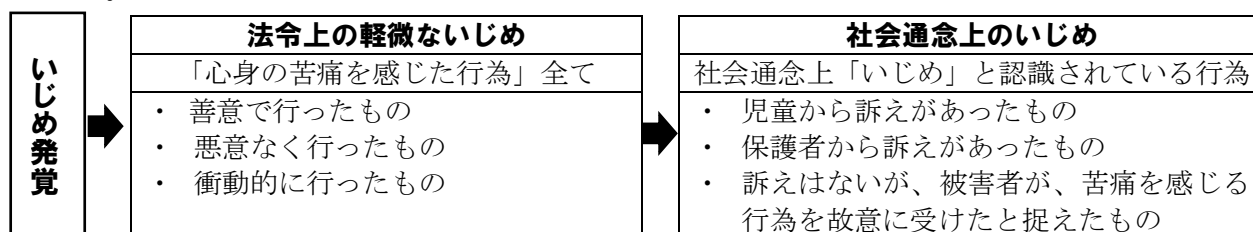
1 いじめについて

(1) いじめの分類について

【いじめ防止対策推進法（第2条）】

この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法令上規定されているいじめの定義は広範にわたるため、国立市では、認知したいじめを「法令上の軽微ないじめ」と「社会通念上のいじめ」に分類し、それぞれの状況に応じた対応をとることとしている。



(2) いじめの早期発見・早期対応のための具体的な取り組み

- ・ 「学校生活アンケート」の実施、分析、活用（年間3回）
- ・ いじめ問題対策委員会全体会での情報共有と対応の検討（学期1回）
- ・ いじめ問題対策委員会での情報共有と対応の検討（月1回）
- ・ いじめ、不登校等の報告会での情報共有と認知の決定（週1回）
- ・ いじめ問題対策委員会臨時委員会での情報共有と対応の検討（必要に応じて随時）
- ・ Q-U手法を活用したアプローチの実施
- ・ 相談窓口の周知
- ・ 全教員による日常的な校内巡回

2 いじめの認知について

※ 以下に示すものは、対応の基本であり、個々の状況に応じて必要な変更・調整を行う。

(1) 事実確認	① 心身の苦痛を感じた児童から事情等を聞き取る。 ② 関係した児童及び周囲の児童から事情等を聞き取る。 ※ いじめの疑いがあるもの全てを対象とする。 ※ 被害児童及び加害児童に対し、心理面も含めた支援を行う。（必要に応じて、SC、SSW等を活用する。）
(2) 指導	① その場で、状況に応じて必要な調整、指導等を行う。
(3) 報告判断	① 情報を取得した担任が、速やかに学年主任に共有する。 ② 「いじめ問題対策委員会（副校長・生活指導主任）」に報告し、今後の対応（内容、期限）を検討する。 ※ 「社会通念上のいじめ」の疑いがある場合、生活指導主任は即座に校長に報告し、校長の判断でいじめ問題対策委員会のメンバーを招集して、臨時委員会を開催する。また、「社会通念上のいじめ」にあたる事実が確認できた時点でいじめ問題対策委員会にて、「社会通念上のいじめ」として認知する。 ③ 担任及び学年主任が、報告用の専用ファイルに入力する。 ④ 「いじめ・不登校等の報告会（週1回）」で、聞き取り状況、現在の対応等を報告し、校長がいじめ認知の判断を行う。

3 「法令上の軽微ないじめ」対応の基本手順

※ 以下に示すものは、対応の基本であり、個々の状況に応じて必要な変更・調整を行う。

(1) 保護者への報告・説明	・ 被害児童保護者へ電話にて状況を報告・説明する。 ・ 加害児童保護者へ電話にて状況を報告・説明する。 ※ 状況に応じて「いじめ」という文言を使用しないこともある。
(2) その後の対応	・ 当該児童に聞き取りを行い解消の判断。⇒必要に応じて保護者に連絡する。 ※ 児童が解消と判断した3か月後に再度聞き取りを行った上で、いじめ問題対策委員会にて解消の判断を行う。 ・ いじめ問題対策委員会で児童の様子を全職員に周知する。 ・ 関係教員を中心に経過を注意深く観察する。 ※ 故意による行為が見られると判断した場合、「社会通念上のいじめ」の疑いありとしていじめ問題対策委員会に再度報告する。

4 「社会通念上のいじめ」対応の基本手順

※ 以下に示すものは、対応の基本であり、個々の状況に応じて必要な変更・調整を行う。

(1) 事実確認	① 複数の教員で役割分担を行い、できる限り速やかに、被害児童及び加害児童から必ず聞き取りによる事実確認を行う。 ※ 聞き取り日を速やかに設定する。 ② 必要に応じて、確認した内容のすり合わせを行う。 ③ 被害児童及び加害児童からの聞き取りにより一致した点と、食い違いのある点を整理する。
(2) 具体的対応方針案の協議	・ 事実確認した内容をもとに、以後の具体的な対応方針を決める。 ※ 被害児童の安全の確保を最優先とする。役割分担を決め、組織的に対応する。
(3) 保護者への報告・説明	① 対応方針を決めたその日に、被害児童の保護者及び加害児童の保護者に、学校で確認した事実を報告する。 ② 関係保護者に今後の具体的な対応方針を提案し、了承を得る。
(4) 市教委への報告	① 現時点の状況を、副校長が市教委へ電話して（第0報）報告する。 ② 「いじめ報告（第1報）」を担当が作成し、起案する。 ③ 起案済みの報告書を副校長（原本）、生活指導主任（コピー）に提出する。 ④ 副校長は報告書を市教委に提出する。 ⑤ 生活指導主任は報告書をファイリングし保管する。
(5) 指導	・ 「加害（いじめ行為を行った児童）」、「観衆（実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童）」、「傍観者（見て見ぬふりをする児童）」に対し、それぞれに指導を行う。 ・ 必要に応じた学級、学年全体への指導を行う。
(6) 保護者への報告・説明（結果報告）	① 保護者に対し、指導の事実を報告する。 ② その後の対応について了解を得る。
(7) その後の対応	・ 被害児童への聞き取りを継続し、状況の確認をする。児童が解消と判断した3か月後に、いじめ問題対策委員会にて解消の判断を行う。 ・ 児童の経過観察を、いじめ、不登校等の報告会及びいじめ問題対策委員会で情報を共有する。 ・ 適宜、関係保護者と情報を共有し、必要な連携を行う。

5 重大事態の対応

(1) 重大事態発生時の判断

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	・ 児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合
② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	・ いじめにより年間30日間を目途とする。 ・ 児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日間に達していない場合についても迅速に調査に着手する。

校長が教育委員会と協議の上、判断する。

(2) 発生判断後の対応

① 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援	・ 「社会通念上のいじめ」対応の内容をさらに強化し、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、被害児童の安全を確保する。 ・ 校長が、教育委員会の助言を得ながら、被害児童の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。
② 重大事態の発生報告書の作成、提出	・ 校長が、所定の様式にて、教育委員会宛てに改めて書面にて発生報告を行う。 ・ 教育委員会が、市長に書面にて発生報告を行う。
③ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告書の作成、提出	・ 教育委員会が、調査主体を学校における組織とするか、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会とするかを決定する。 ・ 学校における組織が調査を行う場合、「学校いじめ対策委員会」に必要な人員を加えたメンバーが調査を行う。 ・ 校長が所定の様式にて、教育委員会宛てに書面にて調査報告を行う。 ・ 教育委員会が、市長に書面にて調査報告を行う。
④ 被害児童の保護者に対する調査結果に関する情報提供	・ 学校が被害児童及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

※学校または教育委員会が行った調査結果について、市長が必要と認める場合、市長の付属機関が再調査を実施する。市長は付属機関が行った調査結果を市議会に報告する。